



十情審答申第3号

平成27年11月25日

十和田市議会議長 工藤正廣様

十和田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 今井正



十和田市情報公開条例第20条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年7月28日付け十市議第258号による次の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

- ・次に掲げる公文書開示請求の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- ①十和田市議会傍聴における住所氏名を記入させる根拠
- ②十和田市議会における報道関係が撮影と録音をできる根拠と、傍聴人が撮影  
と録音できない根拠
- ③十和田市議会傍聴時における報道関係が傍聴人を撮影する根拠

答 申

第1 審査会の結論

十和田市議会議長が、「十和田市傍聴規則」を対象公文書として特定し全部開示とした決定及び「十和田市議会傍聴時における報道関係が傍聴人を撮影する根拠。」を文書不存在により非開示とした決定に対する異議申立ては、不適法なものであり、却下すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成27年6月30日、十和田市情報公開条例（平成17年十和田市条例第11号。以下「条例」という。）第7条の規定により、十和田市議会議長（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる3件の開示請求を行った。

- (1) 十和田市議会傍聴における住所氏名を記入させる根拠。（以下「本件請求①」という。）
- (2) 十和田市議会における報道関係が撮影と録音ができる根拠と、傍聴人が撮影と録音できない根拠。（以下「本件請求②」という。）
- (3) 十和田市議会傍聴時における報道関係が傍聴人を撮影する根拠。（以下「本件請求③」という。）

2 本件決定

実施機関は、平成27年7月6日、本件請求①、本件請求②及び本件請求③に対して、次のとおり理由を付して、条例第12条第1項の規定により、一部開示決定を行った。

- (1) 本件請求①及び本件請求②の全部開示決定（以下「本件決定①及び②」という。） 対象公文書を「十和田市議会傍聴規則」（以下「傍聴規則」と

いう。)と特定

- (2) 本件請求③の非開示決定(以下「本件決定③」という。) 公文書不存在により非開示(具体的な理由:十和田市議会傍聴規則第14条ただし書により、議長の許可を得た者について、撮影に関し例規等はなく、許可の際にも条件を付していないため。)

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成27年7月16日、本件決定①及び②及び本件決定③を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号の規定により、異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件決定①及び②について

- (1) 異議申立人は、傍聴規則ではなく、傍聴規則を定めた根拠の公文書の開示を請求しており、安易に公文書を特定している。
- (2) 異議申立人は、文書を特定するため公文書開示請求書を提出する前に事前相談したが、担当は問答無用であった。
- (3) 議会で撮影と録音ができる報道機関とは、どのようなもので、どのような手続きを経て議会が許可した者がなれるものなのか。
- (4) 異議申立人は、傍聴規則を定めた根拠の公文書の開示を求めている発言をしている。

### 2 本件決定③について

- (1) 異議申立人は、報道機関が傍聴人を撮影することについて異議を述べたが、担当職員が市議会では関知しないと述べたため、文書にて回答を求めたが公文書不存在という決定は請求の趣旨を逸脱しており、文書で回答すべきであ

る。

- (2) 担当者が口頭で述べた内容と公文書一部開示決定通知書の書面の内容は、相反している。
- (3) 情報開示は、十和田市情報公開条例第1条に掲げるとおり、保有する公文書の開示の制度だけが目的となっていない。実施機関は、条例の目的を踏まえて対応すべきである。
- (4) 議会の傍聴について、住所氏名等を書かせる根拠、報道関係の根拠及び議会中に傍聴席で報道関係1社以上から撮影をされた事を不快に感じ報道関係に抗議した事実に対する議会担当の見解を、他の自治体に対して調査したが、他の自治体の傍聴規則は分かりやすいものであり、また、親切な対応を受けたのに対して、実施機関の担当からは親切な対応を受けなかった。
- (5) 実施機関の担当は、異議申立人が議会傍聴中に報道関係から撮影をされ制止を求めたことに対して、議会は関知しないと述べたが、議会の傍聴におけるトラブルは議長の規制の範囲に当たるのではないか。他の自治体の意見を聞いたが、議会は関知しないという意見はなかった。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件決定①及び②について

- (1) 傍聴規則の条文中には、規則の運用に当たって必要な内規等を定めなければならないとの規定もなく、実際、定めていないことから、他に異議申立人の求める根拠は傍聴規則以外に存在しない。
- (2) 異議申立人が主張している傍聴規則に定めた根拠を求めるといふ発言はなく、また、当該請求内容からは読み取れない。傍聴規則に定めた根拠の公文書を求めているということであれば、それが明確にわかるように公文書開示請求を別途すべきである。

## 2 本件決定③について

- (1) 議場での傍聴及び撮影に関しては傍聴規則以外に根拠とする文書は存在せず、議場での撮影については議長の規制の範囲であるが、傍聴人を撮影することに関して議長は現在規制しておらず、許可の際にも規制に関して言及していないため、公文書不存在による非開示決定に不当な点はない。
- (2) 異議申立人から傍聴人を撮影することについて担当職員が述べた内容を文書にしてほしいとの発言があったが、当該回答文書は作成しておらず、また、条例による情報開示制度はあくまでも保有する公文書の開示の制度であり、撮影に関する規制の文書は存在せず、要求のあった回答文書も作成していないため、公文書不存在と回答している。
- (3) 口頭で述べた内容と書面での通知書は相反していると主張しているが、この主張は、当該開示処分と直接関係のない主張である。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

- (1) 条例は、その第1条にあるように、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し必要な事項を定め、もって市政に関し市民に説明する市の責務を全うされるようにすることにより、市政への市民参加の促進と公正で開かれた市政の発展に資することを目的として制定されたものであり、その解釈及び運用に当たっては、その第4条に明記されているように、公文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

### 2 争点

- (1) 実施機関は、本件請求①及び本件請求②について、それぞれ公文書を特定し、本件決定①及び②を行い、これに対して、異議申立人は、公文書の特定

が誤っているとして争っている。

また、実施機関は、本件請求③について、本件請求③に係る公文書がないことを理由に本件決定③を行い、これに対して、異議申立人は、条例第1条に掲げる目的から、要求した文書を作成すべきであるとして争っている。

(2) なお、本件決定①及び②において、実施機関は、第4の1の(2)において、傍聴規則に定めた根拠の公文書を求めているということであれば、それが明確にわかるように公文書開示請求を別途すべきであると主張しているが、当審査会の事務局に確認したところ、異議申立人は平成27年8月31日付けで当該実施機関の主張に沿った公文書開示請求を別途行っており、公文書開示請求の請求内容からは異議申立人が主張するような請求内容は読み取れないという実施機関の主張は、異議申立人に認容されたと認められ、本件決定①及び②における異議申立ては、傍聴規則を定めた根拠の公文書の開示を求めている発言をしたか否かを争っていることとなる。

(3) したがって、本件各異議申立てにおける争点は、公文書の開示又は公文書の存否ではなく、行政不服審査法の趣旨に鑑みた、本件各異議申立ての適法性である。

### 3 本件各異議申立ての適法性について

(1) 異議申立人は、保有する公文書の開示の制度だけが目的となっていないと主張するが、情報公開制度は、第5の1で述べたように、「公文書の開示を請求する市民の権利」を何人にも保障するための制度であり、当審査会は、条例第20条に規定されているように、公文書の開示決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき調査審議することを役割としている。したがって、本件異議申立てが、行政不服審査法の趣旨に照らして適法か否かが問題となる。

(2) 行政不服審査法の趣旨は、行政不服審査法に規定されているように行政庁

の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことで、あくまで行政庁の不当な処分に対する不服申立てについて定めたものである。

情報公開制度における行政庁の不当な処分とは、公文書開示請求をすることにより本来閲覧することが可能な公文書についての非開示決定処分及び請求した公文書とは異なる公文書を提示される決定処分である。

- (3) 本件決定①及び②に対する異議申立ての争点は、第5の2で述べたように、異議申立人が主張するような公文書を請求した旨の発言の有無であるが、公文書の存否又は特定を争うものではないと認められる。
- (4) また、本件決定③に対する異議申立ての争点は、文書の作成を求めることであり、公文書の存否又は特定を争うものではないと認められる。
- (5) したがって、当該異議申立ては、公文書の開示決定に対する異議申立てではなく、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると言わざるを得ず、不適法となることから、行政不服審査法第47条第1項に基づき却下すべきである。

#### 4 その他

異議申立人は、第5の2に掲げる争点のほかに、第3の1の(2)及び(3)並びに第3の2の(2)、(4)及び(5)に掲げるように種々主張するが、第5の3の(2)に掲げるとおり、いずれも当審査会で判断すべきものではない。

#### 5 結論

以上により、第1の記載のとおり、判断する。

#### 第6 審査会の意見

審査会の判断は第1の記載のとおりであるが、議場での撮影のあり方について

次のとおり意見を申し述べる。

報道機関が傍聴人を撮影したことにより発生した問題は、報道機関と傍聴人との問題であると考えられるが、議場での撮影の際に問題が発生しないような措置を講ずることを求める。

#### 第7 審査会の処理経過

年 月 日	審査の経過
平成27年7月28日	・実施機関から諮問書の受理
平成27年7月30日	・実施機関に対して理由説明書の提出依頼
平成27年8月13日	・実施機関から理由説明書の受理
平成27年8月17日	・異議申立人に対して理由説明書の写しの送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
平成27年9月17日	・実施機関の補足説明 ・審議  (平成27年度第2回審査会)
平成27年11月11日	・審議 ・答申  (平成27年度第3回審査会)

(参考)

十和田市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
今井 正	弁護士	会長
高井 伸二	大学教授	
竹ヶ原 克哉	司法書士	職務代理者
福士 勝子	保育園長	
益川 百合子	商工団体女性会役員	